平成２２年（フ）第２８４号
静岡県沼津市平町８番１号　アビターレ平町202号室
債務者　大川　梨恵
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
静岡県三島市沢地881番地の１　下里アパート２Ｆ－１
債務者　志波ふみ子
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
静岡県沼津市大岡1431番地の51　シャリエ大岡公園609号
債務者　竹本有佳里
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３６号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目139番地　サンモールⅡ206号
債務者　山崎　英夫
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３７号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目139番地　サンモールⅡ206号
債務者　山崎　和子
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２８号
愛知県みよし市三好町原６番地
債務者　小嶋　　幸
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
愛知県豊田市四郷町東畑258番地　日之出荘１号、前住所愛知県みよし市西陣取山14番地
債務者　越野　惠子
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
京都府福知山市篠尾新町３丁目74番地　ポレスター福知山504号
債務者　田中　裕美
１　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
盛岡市南仙北１丁目６番９号
債務者　伊東　貴子
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３６０号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田97番地
債務者　加藤　道成
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１９号
岩手県八幡平市大更第37地割118番地16
債務者　武田　猛美
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７号
山形県鶴岡市羽黒町猪俣新田字中台122番地１
債務者　佐藤　與市
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５４号
山形県鶴岡市日枝字坂本８番地７　ラ・カーサ・ミーア102
債務者　松本　武志
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３３５号
新潟市北区太夫浜新町２丁目19番17号
債務者　青柳　耕平
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３６号
新潟市北区太夫浜新町２丁目19番17号
債務者　青柳美智子
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３７号
新潟県燕市吉田学校町８番34号
債務者　坂井　富次
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４１号
新潟市中央区幸西３丁目６番17号　ダイアパレス万代やすらぎ204号、前住所東京都品川区荏原１丁目９番２号　メゾン桐101
債務者　小川　リサ（旧姓松山）
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４５号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田3882番地15
債務者　高山　和彦
１　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部